

感染症法に基づく医療措置協定に関するよくあるご質問

No	分類	質問内容	回答
1	全般	第一種協定指定医療機関又は第二種協定指定医療機関とは何ですか。	<p>第一種協定指定医療機関は、医療措置協定等に基づき、病床確保を担当する医療機関として知事が指定した病院、診療所をいいます。</p> <p>第二種協定指定医療機関は、医療措置協定等に基づき、発熱外来や宿泊・自宅療養者等の外来医療・在宅医療を担当する医療機関として知事が指定した病院、診療所、薬局、訪問看護事業所をいいます。指定にあたっては、確認書に記載の基準を満たしている必要があります。</p> <p>なお、指定医療機関は、患者の自己負担分を公費で負担する仕組みの対象となります。</p>
2	全般	想定と異なる事態になった場合はどうなるのですか。	<p>新興感染症発生・まん延時において、新興感染症の性状のほか、その対応方法を含めた最新の知見の取得状況や、感染症対策物資等の確保の状況などが事前の想定とは大きく異なる事態の場合は、国がその判断を行います。</p> <p>国においてその判断が行われた場合は、県は、協定の内容を機動的に変更する又は状況に応じ柔軟に対応を行うことについて、医療機関と速やかに協議を行う予定です。</p>
3	全般	協定を締結した場合、必ず協定内容を実施しなければならないのですか。	<p>医療機関に対する医療措置の要請は、次の段階を経て行われますので、発生したらすぐに全ての締結内容を実施していただくとは限りません。</p> <p>①厚生労働大臣による発生等の公表が行われる前の段階から、県が、新型コロナウイルス等感染症等に関する対応方法を含めた最新の知見について情報を得て、医療機関に提供する。</p> <p>②医療機関は、提供された情報も踏まえ、知事からの要請に備えて必要な準備を行う。</p> <p>その上で、例えば、新型コロナウイルス等感染症等の性状や感染状況、医療機関の規模や機能、地域の医療提供体制全体の状況等を十分に勘案して要請の必要性を判断したうえで、段階的に要請を行い、要請に当たっては、医療関係団体をはじめ、感染症に関する専門家等の意見を聴取の上、行うことを想定しています。</p> <p>病床確保や発熱外来は、感染症指定医療機関から順次対応する等段階を踏まえた要請を行います。</p> <p>また、新型コロナウイルス等感染症等の性状や、その対応方法を含めた最新の知見の取得状況、感染症対策物資等の確保状況などが、事前の想定とは大きく異なる事態の場合は、国がその判断を行い、機動的に対応します。</p> <p>国の方針を踏まえて、知事も、協定の内容の機動的な変更や状況に応じた柔軟な対応を行うことを医療機関と協議することになります。</p>
4	全般	協定締結事項を実施しなかった場合のペナルティはあるのか。	<p>法令上、知事は勧告、指示、公表を行うことができますが、一方的に知事が感染症法等に基づく措置（勧告、指示、公表）を行うのではなく、まずは、当該医療機関等と話し合いに基づく調整を行います。</p> <p>さらに、措置の実施の判断にあたっては、調整状況や医療機関等の事情を考慮し、慎重に行います。協定締結事項を実施していないと認められる場合でも、下記のような正当な理由があると県が判断する場合には、この措置（勧告等）を行うことはありません。</p> <p>①医療機関内の感染拡大等により、医療機関内の人員が縮小している場合 ②ウイルスの性状等が協定締結時に想定していたものと大きく異なり、患者一人当たりが必要となる人員が異なる場合 ③感染症以外の自然災害等により、人員や設備が不足している場合等、協定締結時の想定と異なる事情が発生し、協定に沿った対応が困難であることがやむを得ないと県が判断する場合</p>
5	全般	いつ要請があるかわからないため、スタッフの減員なども想定され、締結してもその時に対応できるか確約できないのではないかと。	<p>協定締結時と事情が変わって履行しがたい場合は、内容の変更や解約することもできますので、今般の、新型コロナウイルス感染症への対応を念頭にご検討いただけますと幸いです。</p> <p>なお、第一種協定指定医療機関、第二種協定指定医療機関の指定を受けている医療機関が協定を解約する場合、解約と同時に指定を取り消すこととなります。（第一種、第二種協定指定医療機関については、No1を御参照ください。）</p>
6	全般	措置協定の内容が変更になる都度、再締結が必要なのか。	<p>各項目の実施の有無や協定の解約等の大きな変更については、速やかに協定変更の旨を担当部署にご連絡ください。どの程度の変更から協定の再締結が必要となるのか、変更の際の連絡先や連絡方法については、後日ご連絡させていただきます。</p> <p>ただし、小さな変更であっても、年に1回実施予定の協定の実施状況等の調査の際には、変更後の内容で報告をしていただくようお願いいたします。</p>
7	流行初期医療確保措置	流行初期医療確保措置とは何ですか。	<p>補助金や診療報酬の上乗せ等による十分な財政支援が整備されていない流行初期において、病床確保又は発熱外来を行う旨の医療措置協定を締結した医療機関のうち、締結内容が県の定める基準を満たす場合、流行初期医療の確保に要する費用を支給する措置です。</p>
8	流行初期医療確保措置	流行初期医療確保措置の基準は何ですか。	<p>現時点で想定している基準は以下のとおりです。</p> <p>【病床確保】 ①発生の公表後、知事の要請後原則7日以内に措置を実施すること ②流行初期から、入院措置を講ずるために確保する病床数が10床以上であること ③後方支援を行う医療機関との連携を行うなど、入院措置を適切に実施するために必要な体制を構築していること</p> <p>【発熱外来】 ①発生の公表後、知事の要請後原則7日以内に措置を実施すること ②流行初期から、発熱外来の開設時において1日あたり20人以上の発熱患者を診察するために必要な体制を構築していること</p>
9	流行初期医療確保措置	流行初期医療確保措置の基準（病床確保数又は発熱外来対応人数）を満たす協定を締結していますが、実際に基準以上の患者が来なければ、流行初期医療確保措置は適用されないのでしょうか。	<p>基準を満たす協定を締結し、知事の要請から協定書に規定する期間内に感染症に係る医療を提供する体制を構築した場合は、流行初期医療確保措置が適用されます。</p>